

島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請に係る中国電力からの 事前報告に対する対応方針について（案）

平成 30 年 8 月 2 日

1 経緯

5月22日に中国電力から3号機に係る新規制基準適合性審査申請について、安全協定に基づく事前報告があった。これを受け、県、米子市及び境港市では、中電に対して議会への説明及び住民説明会の開催を要請するとともに、申請内容について、共同検証チームによる検証に取り組むとともに、7月24日に県原子力安全顧問会議の意見を聴き、8月1日に原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）で米子市及び境港市の最終的な意見が示された。

2 対応方針

- ① 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、本県としては、米子市、境港市の意向を踏まえ、敢えて判断を見送ることとし、最終的な意見を留保する。
- ② 事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。
- ③ 次の「3」に記載の条件を付して回答する。
- ④ 現在の安全協定については、立地自治体と同様に運用することを中国電力に文書で確認しており、実質的に事前了解を得る仕組みとなっている。しかしながら、茨城県での新たな協定の文言に修正することにも応じない中国電力の対応は改められるべきであり、中国電力に対して安全協定の改定を強く求める。

3 事前報告への回答に付す条件

① 立地自治体と同等の対応

稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応することを求める。

② 審査状況等のわかりやすく丁寧な説明

島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うことを求める。

③ 汚染水対策

汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明することを求める。

④ 地震・津波・火山について最新の知見の反映

地震・津波・火山に関して最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応することを求める。

⑤ シビアアクシデント対策の適切な実施

2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施す

ること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明することを求める。

⑥ 使用済燃料対策の取組

使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めることを求める。

⑦ 原子力安全文化の醸成と原子力防災対策への協力

県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、避難計画の実効性の深化への協力等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うことを求める。

4 国への要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）

国の権限・責任に関する事項の履行及び国による中国電力に対する指導を求める。

5 覚書に基づく島根県への回答

中国電力及び国に対して、島根県（立地自治体）を通じて意見を提出する。